

勤労者ニュース No.65

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

電話 06-6858-6862 FAX 06-6858-5095 E-Mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

- とよなか雇用創造協議会 “eとよ” のご案内・・・1
- 「豊中市人材確保促進補助金」をご活用ください・・・2
- 豊中市の労働相談をご活用ください・・・2
- 労働条件明示のルールが変わります・・・3
- パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります・・・3
- 大阪府の最低賃金が1,064円に改定されました・・・4
- 「働き方アドバイザー派遣制度」をご活用ください・・・4



人手不足・人材の定着でお悩みの事業所様へ

とよなか雇用創造協議会 “eとよ” の地域雇用活性化推進事業をご活用ください

とよなか雇用創造協議会では、

- 地域の人材を活用するためのセミナー
- インターネットを使って自社の魅力を発信するためのセミナー
- 人材定着を図るためのセミナー



など、人手不足や人材の定着に悩んでいる事業所の方向けの事業を実施しています。また、各種面接会など、求職者とのマッチングの場も設けています。



“eとよ” のセミナー・面接会等の情報は、“eとよ” のホームページやSNS (Facebook、X〔旧Twitter〕) でご覧いただけます！

お気軽に、とよなか雇用創造協議会 “eとよ” へお問い合わせください。

電話：06-6335-7177 FAX：06-6335-7178

また、各セミナー・面接会の詳細や最新情報は “eとよ” のホームページからご覧いただけます。

“eとよ” のホームページはこちらから →



豊中市の労働相談は **労働者の方** も **事業主の方** も ご利用いただけます

社内の労働トラブルの解決・防止にご利用ください。



◎こんなお悩みありませんか？

- パート従業員にも有給休暇を与える必要がありますか？
- 準備や片づけの時間も時給を払わないといけませんか？
- 「パワハラ」を受けたのですが、どうすればいいですか？
- 残業代が支払われていません。



【労働相談窓口へご相談ください】

労働相談専門の相談員（社会保険労務士）が対応します。
お電話でも、対面でも、ご相談は可能です。

【相談場所】

豊中市立生活情報センターくらしかん2階
(豊中市北桜塚2-2-1)

電話：06-6858-6862

月・水・金

10時～12時、13時～16時

(10時～12時は予約優先)

オンライン予約はこちらから →



【動画で「よくある相談事例」をご紹介します！】

市公式Youtube「とよなかチャンネル」で、よくある相談を動画形式でご紹介しています！よくある相談については、市ホームページからもご覧いただけます。

動画はこちらから ↓

市HPはこちらから ↓



「豊中市人材確保促進補助金」をご活用ください！

多様な人材の確保や就労の促進を図ること、また従業員が働きやすい職場環境づくりを応援します。

対象者 市内の中小企業者等

補助限度額 10万円（補助率1/2）

補助対象事業

事業	内容	補助対象経費
就業規則等を整備するための事業	職場環境整備等のための就業規則等の変更にかかる社会保険労務士等への費用	・委託費 ・報酬 等
働きやすい職場環境づくりを進めるための事業	職場環境整備等のための社内研修または外部研修に要する費用	・外部研修参加費 ・研修委託費 ・外部講師への謝礼金 等
業務委託契約書を整備するための事業	副業人材との業務委託契約書の作成・変更にかかる弁護士等への費用	・委託費 ・報酬 等
副業人材等の人材を活用するための事業	副業人材等を活用するために人材紹介事業者等に要する費用	・専用サイト登録料、掲載料 ・仲介手数料、コーディネイト料 等

詳細な条件、対象者や申込み方法等はこちらから →
または、添付のちらしで
ご確認ください。



お問い合わせ先

豊中市都市活力部産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第一庁舎5階

電話：06-6858-2199

令和6年(2024年)
4月から

「労働条件明示のルール」が変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時 と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と 更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 あわせて、最初の労働契約より後に更新上限を新設・短縮する場合、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。
無期転換ルール（※）に 基づく無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 あわせて、無期転換後の労働条件を決定するにあたって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

（※）同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度

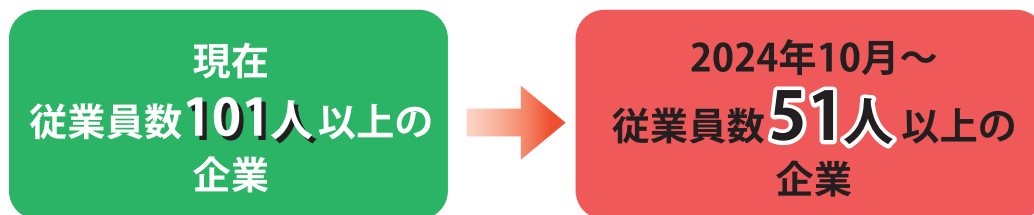
制度改正の詳細等については、厚生労働省のホームページよりご覧いただけます



従業員数100人以下の
事業主のみなさま

パート・アルバイトの社会保険の 加入条件が変わります

令和6年(2024年)10月1日から一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。



※ 従業員数とは以下のA + Bの合計

A
フルタイムの従業員数

+

B
労働時間がフルタイムの3/4以上の
従業員数
※従業員には、パート・アルバイトを含みます

新たな加入対象者は、下記の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額 8.8 万円以上
- 2 か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

詳しくは厚生労働省
「社会保険適用拡大特設
サイト」をチェック



大阪府内の最低賃金が改定されました！

件名	時間額	効力発生效年月日
大阪府最低賃金	1,064円	令和5年(2023年)10月1日

最低賃金は、大阪府内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

- 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。(注)

1. 18歳未満または65歳以上の方
2. 雇入れ後3か月未満の技能習得中の方
3. 清掃または片付けの業務に主として従事する方

(注) 特定最低賃金の適用除外について、業種によっては上記の他にも除外対象があります。

詳しくは大阪労働局ホームページ「大阪府の最低賃金のお知らせ」ページをご確認ください。

- 最低賃金に次の賃金は含まれません。

1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金



- 最低賃金法の違反については罰則があります。
- 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けられることができる制度(業務改善助成金制度)があります。また、全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けられることのできるキャリアアップ助成金制度もあります。

お問い合わせ先 大阪労働局 労働基準部 賃金課

電話：06-6949-6502 または最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

働き方改革、労働環境の整備、助成金 など...

「豊中市働き方アドバイザー」に相談できます！

「働き方アドバイザー派遣制度」とは

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し、労働や労務に関するご相談を受けることができます。無料で最大5回までご利用いただけます。助成金に詳しい専門家もいますので、ぜひご活用ください。

お問い合わせ先

豊中市 市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 生活情報センターくらしかん

電話：06-6858-6862 E-mail:shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

申込方法など
詳しくは
こちらから！

